

共助会会員のみなさまへ

共助会制度

に関する

重要なお知らせ

- 「財団法人福島県農協役職員共助会」が、平成25年4月1日から「**一般財団法人福島県農協役職員共助会**」に名称が変わります。
- 共助会制度が認可特定保険業者の認可取得に伴い、「**共助会総合保険**」として事業運営してまいります。
- 退職後の退職互助制度は「**退職互助医療保険**」としてご利用いただくこととなります。
- 名称等は変わりますが、**医療給付金の請求方法や給付内容にほとんど変更はありません。医療給付金請求書もそのままお使いください。**

本会の事業運営につきまして、日頃よりご理解・ご協力をいただき誠にありがとうございます。

本会では現在、国の公益法人改革に伴う法改正により「一般財団法人」への移行準備をすすめており、平成25年4月から「一般財団法人 福島県農協役職員共助会」として新たなスタートをきる予定になっております。

みなさまにご利用いただいております共助会制度につきましても、保険業法の改正により、法と監督官庁の下で「保険業」を行う者としての資格を取得しなければならなくなり、本会はその認可に向けて準備をすすめてまいりました。

会員のみなさまには、この度、監督官庁(福島県)より「認可特定保険業者」として認可を受けましたことをご報告するとともに、一般財団法人への移行と同じ平成25年4月から、現在ご利用いただいております共助会制度が「共助会総合保険」として新たに事業運営してまいりますことをお知らせいたします。

退職互助制度の加入者は、退職後「退職会員」として「退職互助医療保険」をご利用いただくこととなります。

保険業法に照らし合わせた若干の変更点がございますが、今までの制度と同様の事業内容になっております。

主な変更点をお知らせいたしますので、このリーフレットを今一度ご確認ください、引き続きこの制度をご利用いただきますようお願い申し上げます。

本会はこれからも、この制度を安定的・継続的に運営してまいります。

会員のみなさまのますますのご支援、そしてご利用をお願いいたします。

平成25年3月
JA福島共助会

平成25年4月1日からの

共助会制度変更点

共助会総合保険約款の制定

共助会総合保険普通保険約款を制定します。
共助会ホームページに掲載いたしますので、ご活用ください。(4月1日以降になります。)

給付金(保険金)に関する名称の変更

現行制度

財団法人福島県農協役員共助会 共助会制度		
給付金の種類	給付対象者	給付金額
医療給付金	会員本人 および一親等 以内の 被扶養者	医療機関へ支払った 医療費から一部負担 額(1,000円)を差し 引いた額
療養給付金	会員本人	10,000円
結婚給付金	会員本人	20,000円
出産給付金	会員本人	20,000円
弔慰金	会員本人	加入期間に応じて 30,000～50,000円
	被扶養配偶者	20,000円

新制度

一般 財団法人福島県農協役員共助会 共助会総合保険		
保険金の種類	保険対象者	保険金額
医療給付金		現行制度に同じ
療養給付金		現行制度に同じ
結婚給付金		現行制度に同じ
出産給付金		現行制度に同じ
死亡給付金		現行制度に同じ

※新制度でも、保険調剤薬局での保険適用薬代及び、インフルエンザ予防接種費用については、一部負担額を差し引きいたしません。

主な変更点 今回の改定による変更は次の4点です。

- (1) 医療給付金の請求はこれまでどおりの6ヶ月以内で行ってください。ただし、平成25年4月診療分から6ヶ月の期間内に請求できなかつたときの請求期限は3年となります。
- (2) 被扶養者の資格取得年月日は、本会に届け出があった月の1日からになります。「協会けんぽ」に認定された年月日とは異なりますので、被扶養者に異動があったときは忘れずに届け出をしてください。
- (3) 中途加入による給付停止期間がなくなります。(該当する会員へは、別に通知いたします。)
- (4) 共助会の保険期間は4月1日～翌年の3月31日までの1年間となり自動更新されます。



会員みなさまに
注意して
いただきたいこと

- ・ 請求方法は、現行どおりです。
- ・ 正しく請求されていない場合、給付金額に不利益が生じることがあります。
- ・ 正しい請求方法で請求してください。

問い合わせ先

JA福島共助会 ☎024-554-3512 (平日8:30～17:00)
〒960-0231 福島市飯坂町平野字三枚長1-1 JA福島ビル 10階
E-mail: kyojokai@alto.ocn.ne.jp URL: <http://ja-kyojokai.or.jp>